

令和6年度有料老人ホーム検査実施方針

三重県内に設置された有料老人ホームの検査については、「三重県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指導指針」という。）、「三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱」及び「三重県有料老人ホーム検査要領」に則り、検査を実施する。

1 有料老人ホームの検査について

有料老人ホームの設置及び運営において、良好なサービス及び良好な居住環境の基で入居者が安心して生活ができるよう、適切な施設の運営が図られているかを主眼として検査を実施する。

2 着眼事項

(1) 虐待について

- ① 職員が入居者に対し身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及び介護放棄を行っていないか。
- ② 職員に対し、研修を実施するなど、虐待防止の取組が適切に行われているか。

(2) 感染症等対策について

衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。

(3) 業務継続計画について

感染症又は非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行えるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。

(4) 構造設備関係について

- ① 指導指針に基づき入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を備え、適切に使用・管理しているか。
- ② 指定通所介護等の指定居宅サービス事業者と有料老人ホームが併設となっている場合については、各施設の区分が明確になっているか。
- ③ 設備の設置について、指導指針に定める設備が設けられているか。
なお、小規模な施設で、一部設備を共有している場合は、単独に備える場合と同等以上の住環境が確保されているか。
- ④ 居室について、個室となっているか。
なお、代替措置として間仕切り等でプライバシーが確保され、代替期間中

は新たな入居者を入れていないか。

(5) 職員配置関係について

入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、職員を配置し、また介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、職員の配置を明確に区分しているか。

(6) 契約関係について

- ① 契約に際して、契約手続き、利用料等の支払方法等について事前に十分説明しているか。
- ② 指定居宅サービス事業者と有料老人ホームに係る契約は、それぞれに明確に区分して締結し、指定居宅サービス事業者との契約を入居の条件にしているか。
- ③ パンフレット、募集広告、看板及び入居契約書等における表現について、それぞれが別のものであり、同一のものと誤解を与えていないか。
- ④ 指定居宅サービス事業者と有料老人ホームに係る会計は、それぞれ明確に区分しているか。

(7) 身体拘束について

- ① 身体拘束について、入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならないことを職員に周知徹底しているか。
- ② やむを得ず身体拘束を行う場合には、他に方法がないか十分検討し、家族の同意を得て、入居者の心身の状況、やむを得ない理由、実施時間及びその態様について記録しているか。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。
- ④ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。
- ⑤ 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。

(8) 非常災害対策関係について

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。

(9) 防犯対策関係について

防犯体制の確保、万一入居者等に危害がおよぶ事態が発生又は発生する恐れが生じた場合等における緊急時の対応体制の確保等が適切に行われているか。

(10) 情報開示について

- ① 重要事項説明書、契約書及び管理規程を公開しているか。
- ② 貸借対照表、損益計算書又はそれらの要旨について、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧させているか。
- ③ 毎年7月1日現在の重要事項説明書等について、三重県知事に報告しているか。

(11) 事故発生の防止等について

- ① 有料老人ホームにおける事故の発生防止にかかる措置が適切に講じられているか。
- ② 事故が発生した場合、入居者の家族等及び三重県知事に連絡を行うなど、適切な措置が講じられているか。

(12) 過剰なサービス提供について

不適切な利益獲得のため、入居者に対し必要以上に介護サービスを多く提供していないか。